

議員提出第3号議案

東京都台東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年3月29日

提出者 東京都台東区議会議員

小島智史	保坂真宏
鈴木純	本目さよ
君塚裕史	中澤史夫
青鹿公男	早川太郎
鈴木昇	伊藤延子
望月元美	石川義弘
高森喜美子	堀越秀生
水島道徳	松尾伸子
寺田晃	冨永龍司
小高明	石塚猛
和泉浩司	河野純之佐
青柳雅之	小坂義久
小菅千保子	阿部光利
秋間洋	太田雅久
寺井康芳	木下悦希
伊藤萬太郎	田中伸宏

東京都台東区議会議長 太 田 雅 久 殿

(提案理由)

この案は、旅館業営業者の遵守事項及び簡易宿所営業施設の構造設備に関し規定を整備し、旅館業施設の安全性の一層の向上を図るため提出します。

東京都台東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

東京都台東区旅館業法施行条例（平成24年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(5) 営業施設には、適正な運営を行うため、営業時間中に営業従事者を常駐させること。

第9条第1項に次の1号を加える。

(6) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第9条第1項第6号の規定は適用しない。